

令和3年11月定例会 県土整備委員会（事前）

令和3年11月22日（月）

〔委員会の概要 県土整備部関係〕

立川委員長

休憩前に引き続き、委員会を開会いたします。（11時34分）

これより県土整備部関係の審査を行います。

この際、県土整備部関係の11月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（説明資料，資料1，資料2）

- 議案第6号 徳島県県土整備関係手数料条例の一部改正について
- 議案第7号 都市計画法施行条例の一部改正について
- 議案第10号 徳島東環状線街路工事末広住吉高架橋上部工の請負契約について
- 議案第11号 不動産の処分について
- 議案第16号 徳島県立航空旅客取扱施設の指定管理者の指定について
- 報告第2号 損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

【報告事項】

なし

貫名県土整備部長

それでは、今議会に提出を予定いたしております県土整備部関係の案件につきまして御説明申し上げます。

お手元の県土整備委員会説明資料の目次を御覧ください。

御審議いただきます案件は、その他の議案等といたしまして条例案，請負契約，不動産の処分，指定管理者の指定及び専決処分の報告についてでございます。

それでは、資料の1ページを御覧ください。

その他の議案等でございます。

まず、（1）条例案でございます。

ア、徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部が改正されたことなどに伴い、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅建築に係る容積率特例の許可申請に対する手数料を定める等など、所要の改正を行うものでございます。

イ、都市計画法施行条例の一部を改正する条例案につきましては、都市計画法等の一部が改正されたことなどに伴い、条例で定める市街化調整区域における開発許可の立地基準等を改める必要があることから、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、2ページを御覧ください。

（2）請負契約でございます。

ア、徳島東環状線街路工事末広住吉高架橋上部工に係る請負契約につきましては、一般競争入札により資料に記載の共同企業体が落札いたしましたので、御承認をお願いするものでございます。

続きまして、3ページを御覧ください。

（3）不動産の処分についてでございます。

徳島小松島港津田地区企業用地といたしまして、表に記載の新たに造成した県有地を大塚倉庫株式会社などに、予定価格20億5,618万3,865円で売却することとしております。

別紙の資料1を御覧ください。

表に記載のとおり、全14区画のうち8区画において、大塚倉庫株式会社ほか5者から契約の申込みがありましたので企業用地を売却いたします。

本売却をもって、企業用地約9.8ヘクタールのうち約7割の用地が売却となります。

今後のスケジュールとしましては、令和4年1月より所有権移転登記を行い、5月に土地の引き渡しを行う予定でございます。

今後、津田地区に多くの企業が集積し、本県経済の活性化につながりますよう、残る用地につきましても着実な売却に向けしっかりと取り組んでまいります。

続きまして、説明資料の4ページを御覧ください。

（4）指定管理者の指定についてでございます。

令和4年度に指定管理者を更新する次世代交通課所管の徳島県立航空旅客取扱施設につきまして、候補者の選定を行った結果、徳島空港ビル株式会社を指定管理者として指定するものでございます。

また、施設の指定の期間につきましては、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間となっております。

なお、選定結果等につきましては資料2にございますので、御参照ください。

最後に、5ページを御覧ください。

（5）専決処分の報告についてでございます。

道路事故の損害賠償額の決定及び和解に係る専決処分の報告について記載しておりません。

那賀町地内の国道193号などで発生しました道路事故10件につきまして、それぞれ記載の賠償金額で和解が成立しましたので、専決処分を行ったものでございます。

以上で、提出を予定しております案件の説明を終わらせていただきます。

なお、報告事項はございません。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

立川委員長

以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

山田委員

私から、まず議案になっている指定管理者の問題で、徳島空港ビルの状況について、長

年ここは空港ビル1社で対応してきていると思うのですがけれども、その指定管理の概要の説明と併せて空港ビルの令和2年度の決算状況等々も御報告ください。

地面次世代交通課長

ただいま山田委員から、指定管理者につきまして御質問を頂きました。

初めに概要でございますが、県立航空旅客取扱施設の指定管理者につきましては、空港法第15条に基づき、国土交通大臣により空港ごとに指定された指定空港機能施設事業者でなければ空港旅客ターミナルの運営を行うことができず、徳島飛行場において当該指定を受けている事業者につきましては徳島空港ビル株式会社のみでございます。

また、県立航空旅客取扱施設につきましては、徳島空港ビル株式会社が所有する既存施設を増築する形で整備していることから、既存ターミナルと一体的に管理運営することが効果的、効率的であり、公募になじまない施設として、外部有識者等から構成された選定委員会で徳島空港ビル株式会社からの申請を受け付けることを決定いたしております。

次に、徳島空港ビル株式会社の令和2年度の決算状況についてでございますが、世界的な新型コロナウイルスの感染拡大により、緊急事態宣言の発令や移動の自粛要請に伴い航空需要は著しく減少しておりまして、運航計画便数の減少に伴い令和2年度の徳島阿波おどり空港の利用者数は、記録の残る平成元年度以来最少となる25万9,876人となっているところでございます。

このような状況下におきまして、徳島空港ビル株式会社では店舗の臨時休業や時間短縮営業などを余儀なくされ、航空会社やテナントへの家賃等の減免、欠航便数の増加による給油施設使用料の減少、また売店、コンビニ、ラウンジ等直営事業の売上げの大幅な減から年間総売上高の大幅な減収となっており、直営事業の仕入原価の減少のほか、きめ細やかな節電や委託業務の見直し、人件費の削減など、施設管理費用の抑制に努めたものの、令和2年度決算額につきましては当期純損益が約1,800万円のマイナスとなっているところでございます。

山田委員

約1,800万円の状況ということで、コロナ禍で航空関係も非常に厳しい状況にあったと思うのですがけれども、それに対して当然県からも何らかの支援、またこの設置は国でもありますので、国からの支援もあつたら併せて御報告ください。

地面次世代交通課長

空港ビル株式会社に対するコロナ支援ということで御質問を頂きました。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴いまして、徳島阿波おどり空港の発着便においても多くの便が減便されるなど、航空需要の低迷が続いておりまして、関係事業者は大きな減収となっているところでございます。

このような中、徳島空港ビル株式会社におきましては、定期航空協会及び一般社団法人全国空港ビル事業者協会が示す空港分野における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインに沿った感染症対策が求められており、実施しているところでございます。

こうしたことから、県におきましては、昨年度6月補正予算を活用させていただき公共

交通応援事業を創設し、事業を公募したところ徳島空港ビル株式会社から提案がございまして、事業別ガイドラインに基づく感染症対策を支援し、利用者が安全・安心に航空便を利用できる環境づくりを促進するとともに、航空需要の回復に向けた新サービス提供を支援いたしたところでございます。

具体的には、検温用サーモグラフィーの設置をはじめ、飛沫防止のためのアクリル板や手指消毒液の設置などに対して557万6,000円の補助、さらに、同社からの提案により利用者の利便性の向上や3密回避に資する保安検査場のストレート化改修工事に対して786万6,000円の補助、合計1,344万2,000円の補助を行っているところでございます。

国における支援といたしまして、聞いているところでは、国有財産使用料の支払猶予といった支援を受けているということでございます。

山田委員

国のほうは支払猶予ということで、ほとんど支援らしい支援のメニューはないという状況だということですね。県のほうは先ほどの地面課長からのお話があった状況です。

指定管理者には普通は県から指定管理料を払うのですが、この場合は指定管理料は払わずに独自運営でやられていると思うのですが、決算は令和2年度はマイナスになったという状況にもあるのですけれども、その辺の状況と今後の手立てがあったら御報告いただけますか。

地面次世代交通課長

山田委員から、指定管理料に関する御質問を頂きました。

県立航空旅客取扱施設におきまして、現状は指定管理者が航空会社等からの収入を直接收受できる利用料金制度を採用しており、徳島空港ビルにおいては、既存ターミナルとの一体管理によるコスト削減などのメリット、それから50年以上にわたり空港ターミナルビルを運営してきたノウハウ等がございまして、こういったところを最大限活用して利用料金収入による施設の管理運営を現在も行っており、来年度以降の5年間についても同様の提案を頂いているところでございます。

それから、現下の厳しい航空業界を取り巻く状況を踏まえてということで、今回の更新に際し徳島空港ビル株式会社からは、新型コロナウイルスの影響により非常に厳しい状況ではあるものの、先ほど申し上げたような一体的な管理運営に更なる経費削減、国内線チャーター便による施設使用料や広告料といった自主事業収入、コロナ収束を見据えた国際線による利用料金収入により、引き続き利用料金収入で管理運営を行う提案がなされているところでございます。

県といたしましても、現在、国際線の誘致に係る渡航制限の解除時期が見通せないことや新型コロナウイルスという予測できない緊急事態下での更新となっておりますが、引き続き国際線の就航等に向けて行っているポートセールスに積極的に組んでまいりたいと考えております。

山田委員

時間の関係もあるのですけれども、今言われた航空業界も含めて、この1年間の県内の

公共交通機関への影響、利用状況について、地方創生対策特別委員会やこの委員会で聞いたりしているのですけれども、航空機も含めて一番直近の状況を御報告いただけますか。

地面次世代交通課長

公共交通機関の利用状況ということで御質問を頂きました。

鉄道やバスなどの県内の公共交通機関の利用状況につきまして、昨年12月以降新型コロナが第3波から変異株が主流となる第4波、第5波へと拡大し、進学や就職などで例年の一時的な需要増加は見られたものの各交通機関とも大幅な減少が続いておりましたが、10月に入り、全国的に発令されていた緊急事態宣言やまん延防止等重点措置とともに本県でもとくしまアラートが解除され、秋の行楽シーズンを迎えて回復基調にございます。

各公共交通機関の公表値や我々が各事業者に聞き取った結果では、新型コロナの影響がなかった令和元年同月と比較いたしますと、10月末時点で路線バスはおおむね6割、高速バスはおおむね4割、貸切バスはおおむね4割、タクシーはおおむね7割、航空はおおむね4割、フェリーはおおむね7割、鉄道につきましては10月末時点はまだ未公表ということで、9月に対して1割から2割程度増加している状況となっております。

山田委員

1割から2割増加しているというもののそれぞれによって若干いろんな差が出ているなという思いがあるので、これ自体を地面課長のところではどういうふうに分しているのかというのが1点あります。

それと、プレミアム交通券ということでこの公共交通を支援しようという取組もありましたけれども、ほぼ1日で売り切れという状況にもなりまして、非常に強い関心と期待があるわけですが、その状況と今後の運用等々を答弁いただいて、私の質問を終わります。

地面次世代交通課長

公共交通機関の利用状況の分析ということでございます。

先ほど申しあげました利用状況を見てみますと、大きく広域的に移動するような高速バス、あるいは航空、鉄道といったところは、依然回復基調には厳しい条件があるかなという認識でございました。

その他の身近な交通機関、タクシーや路線バスにつきましてはやや回復基調に乗ってきているかと思いますが、依然として厳しい状況であるという認識は持っております。

それから、プレミアム交通券につきまして御質問を頂いております。

とくしまプレミアム交通券につきましては、第2弾までで14万2,000セットを販売したところ、本年3月30日には予定数に達し事前申込の受付を終了するほど、利用者、事業者の皆様からの好評を得ていたところでございます。

今年度に入り7月末の時点で、事前申込の9割程度となる12万1,419セットと約2万1,000セットが引き換えられていない状況にあり、またコロナの状況も9月26日からとくしまアラートが引き下げられ落ち着きを見せる状況となっていたことから、この引き換えられずに残っていた交通券を活用し、10月6日に2万6,000セットを追加発行いたしましたところでございます。

交通券につきましては、新型コロナの影響で利用者が大きく落ち込んでいる公共交通の需要を喚起し、利用促進と業と雇用の維持確保を目的に臨時交付金を活用して実施しております。

交通券の利用期間は来年2月15日までとしておりまして、10月末時点の換金申請額については4億7,000万円と購入数の7割程度となっているところでございます。

また、追加発行というような御質問かと思いますが、現時点では交通券の追加発行は予定しておりませんが、今後とも新型コロナの感染状況や公共交通の利用状況を注視するとともに国の補正予算等の状況も見極めながら、公共交通機関の利用促進、業と雇用の維持確保が図られるように引き続きしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

吉田委員

JR牟岐線の新駅についてお聞きします。

9月付託委員会でアンケートの結果などを詳しく説明していただいたのですが、私は高齢化社会において公共交通の利便性を高めるということはすごく意義があるし大切であると思っているのですが、この新駅について地元紙の投書欄でも反対意見が度々出たり、周りからも要らないのではないかという声が少なくない状況なのです。

だからこそ、この委員会や県議会できちんと議論して、本当に必要なら必要、不要なら不要ということを県民の皆さんにきちんと理解してもらうことが必要だと思います。

それで、立命館大学の公共交通の専門家の先生に少しお話を聞いてきたのですが、アンケート結果では、ホール及び周辺施設の利用者において1.3倍と1.4倍でしたか、利用したいという方がいるということなのですが、問題は臨時的にイベントがあるときの利用者や、一般の人は市役所には毎日用事がないので、頻度の低い方の利用増よりも、むしろ通勤、通学で利用される方でどこまで利用者が増えるかという数字が大事なのだということをおっしゃっていました。

その意味から言いますと、周辺施設の利用者で1.4倍というのが出ていますけれども、その利用者というのに一般市民と職員が入っているのかどうか、定期を使って毎日利用するような人の需要がどれくらい増えるかということが、アンケートの結果から数として分かっていたらお知らせをお願いしたいのです。

井上都市計画課長

ただいま吉田委員より、新駅に関する御質問でございます。

9月付託委員会でアンケートの結果を御報告させていただいたアンケートにつきましては、新ホール完成後にホールを利用する際の交通手段として新駅を利用されるかどうかといった視点を聞いたもの、また新駅の検討箇所周辺にございますいろいろな公共施設、徳島市役所や税務署、城東高等学校など、六つの施設の方々に御協力を頂きました。それから、市役所へ訪問される方、周辺にお住まいの方等々にアンケートをお願いし、回答を頂いております。

先ほど吉田委員からもお話がありましたように、新ホールの利用者アンケートにおきまして、新駅が設置された場合、それまでJRを利用されなかった方が利用を御希望される数字として、1.3倍と報告させていただいております。また、同様に周辺の公共施設の利

用者につきましても、居住者を含めて新たに鉄道を利用したいという方が1.4倍ほどおられます。

9月付託委員会の際に数字を持ち合わせておらず御報告できておりませんでしたけれども、周辺公共施設の通勤、通学、市役所への訪問者、周辺の居住者につきましては、新駅がない場合に鉄道を利用されると回答された方が498名でございました。

新駅が設置されれば鉄道を利用したい、新駅を利用したいと回答いただいた方が678名ということで、差としてプラス180名、この部分の比率をもって1.4倍ということで御説明申し上げております。

この180名増えた方の内訳でございますけれども、先ほどありました利用頻度の高いと思われる通勤、通学の方が66名、市役所に訪問される方が13名、周辺に居住されている方で新駅を利用したいと答えられた方が101名、合計180名となっております。

アンケートにつきましては、市役所や各施設についてはそこにお勤めだったり、学校についてはそこに通学されている学生等々をお願いしておりますし、周辺の居住者も全ての方ということになっておりますけれども、一部利用範囲というか活動範囲が重なっている部分がございますので、対象者が違うもので内容的には同じようなアンケートが2種類ほど届いた方もおいでになるという状況でございます。

立川委員長

吉田委員に申し上げます。

事前委員会ですので、このアンケートのことは緊急を要する案件とは思いませんので、付託委員会ですでにいただけないでしょうか。

吉田委員

分かりました。

課長から詳しい数字を頂きまして、ありがとうございます。

66名の方が平日は毎日利用するというので、そういう具体的な数字が出ていくことで理解も深まると思うので、今、委員長から緊急を要しないと判断されましたけれども、どんどんこの話が進んでいっている中で、1回1回のこういう機会ですら少しでも情報を出すということが大事だと思って質問しました。後は付託委員会に譲りたいと思います。

立川委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、県土整備部関係の調査を終わります

これをもって、県土整備委員会を閉会いたします。（12時01分）